

大丈夫？

職場における 化学物質管理の変更

化学物質は、薬の原料やあらゆる製品の原料・材料として利用されています。しかし、管理や扱いがきちんとなされていないと、爆発事故や健康被害が生じます。

国は 2021 年 7 月「職場における化学物質等の管理のあり方検討会」のまとめに沿って、化学物質を企業の自律的管理に移行しようとしています。たしかに、現在のように被害が発生してから法規制ではなく、化学物質のリスクに応じた対策を職場で講じることができれば、多くの被害を予防できることになります。しかしながら、日本における化学物質管理の実態には様々な問題点があり、その改善が確実に実行されなければなりません。

【問題点①】 化学物質による健康被害がほとんどあきらかにされていない

検討会報告書に記載されている被害件数は、416 件です。極めて少なく見えますが、労災認定された健康被害だけを集計しており、イギリス安全庁が 1999 年に公表した化学物質管理のガイドには毎年 3000～12000 人が職業がんで亡くなっていると明記してあります。イギリスは日本の人口の半分ですから日本に換算すれば毎年 6000～24000 人が職業がんで亡くなっていることになり、その被害の大きさに驚きます。

ええっ、
そんなに多いの!?



参考サイト

https://www.aber.ac.uk/en/media/departmental/healthsafetyenvironment/coshh_essentials_hsg193.pdf

わしゃ知らん!



【問題点②】

化学物質の予防対策をしていない事業者が少なくない

現在の日本においては事業者が労働安全衛生対策を軽視する実態が多く、中小企業では化学物質管理の知識や経験が不十分です。国は事業者に対して知識の習得や適正な管理を推進させる必要があります。これらは罰則を伴う事業者の義務として徹底しなければなりません。

【問題点③】 化学物質の適正な管理方法をほとんどの人が知らない

化学物質被害の実態や対策を国民に知らせるため、学校での教育、政府広報（アスベスト・鉛被害、過労死等防止対策推進シンポジウム等）のような全国的な取り組みが必要です。



【問題点④】 職歴や化学物質の取り扱いの記録が労働者・退職者が把握できない

現在、発がん性が認められている化学物質は極めて限られており、後になって発がん性が指摘されるケースも少なくありません。どのような化学物質をどのような状態で使用したのかは労働者や退職者もそれを確認し記録できるようにすべきです。例えば「お薬手帳」のような化学物質取り扱い手帳の発行など。

【問題点⑤】 有機則・特化則は有用。廃止すべきではない

有機則・特化則は作業主任者を任命させ、職場の適正な管理に有用です。スキルアップ講習の確立や、環境測定および特殊健康診断の実測・実施を継続すべきです。

どんなお仕事ですか？
どんなお仕事をされてましたか？

【問題点⑥】 医療機関で職歴を調べていない

仕事と疾病には密接な関係があります。医療機関では患者の職歴を問い、職業や取り扱い物質との因果関係を把握できるシステムを構築すべきです。更に、職業性の可能性が高い場合は、医療機関から行政に連絡し、行政においても早期に把握できるシステムを構築すべきです。



職場における化学物質の管理のあり方についての検討会報告 に関する要請書

2021年7月に公表された職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書（以下、検討会報告書）には、職場における化学物質管理に関する現状認識と今後の管理のあり方に関する検討結果が報告されており、厚労省はこれを受け速やかに労働安全衛生法に基づく関係法令改正の検討を進める方針となっている。この検討会報告書は、事業者がリスクアセスメントに基づくばく露防止対策を講じる自律的な管理への移行を示している点で評価できるが、こうした移行について多くの課題があり現在様々な組織や研究者から問題点が指摘されている。

化学一般労働組合連合は、多くの化学物質を取り扱う化学会社の労働組合を中心に構成された全国組織として本施策に関し現在も検討を重ねているが、当面の問題として以下要請するものである。

1. 疫学研究に基づいた化学物質の被害の実態を公表すること。
2. 事業者がばく露防止対策を講じるよう罰則を伴う法規制をすること。
3. 化学物質の適正な管理について広く国民に浸透するよう広報すること。
4. 化学物質取り扱い履歴を現役労働者に限らず誰でも把握できるシステムを構築すること。
5. 有機則・特化則は有効な部分が多いので廃止せずスキルアップ制度を確立すること。
6. 医療機関は全ての患者の職歴を問うようにすること。

2023年 月 日

氏名	住所

取り扱い団体：化学一般労働組合連合

連絡先：〒108-0073 東京都港区芝 4-6-8 千代田三田ビル 3F 03-3453-0424